



平成 20 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名：東レ株式会社
代表者名：代表取締役社長 榊原 定征
(コード：3402 東・大・名証第 1 部、福、札)
問合せ先：広報室長 前田 一郎
(TEL：(03)3245-5175)

会 社 名：東和織物株式会社
代表者名：代表取締役社長 安井 博記
(コード：3503 大証第 2 部)
問合せ先：取締役管理部長 宮良 俊夫
(TEL：(0721)34-1234)

東和織物株式会社臨時株主総会における東レ株式会社との株式交換契約の承認 ならびに株式交換にあたって必要となる手続に関するお知らせ

1. 東和織物株式会社臨時株主総会における東レ株式会社との株式交換契約の承認について

東レ株式会社（本社：東京都中央区、社長：榊原定征、以下「東レ」）と東和織物株式会社（本社：大阪府富田林市、社長：安井博記、以下「東和織物」）は、平成 20 年 8 月 22 日の取締役会において、平成 20 年 12 月 1 日を効力発生日として後記の通り株式交換により東レを完全親会社とし、東和織物を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行なうことをそれぞれ決定し、株式交換契約書を締結いたしました。平成 20 年 10 月 29 日開催の東和織物臨時株主総会において株式交換契約の承認議案が承認可決されましたので、お知らせいたします。なお、東レは会社法 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続に則り、平成 20 年 8 月 22 日開催の東レ取締役会における決議に基づき、本株式交換を実施いたします。

本株式交換に伴い、平成 20 年 11 月 30 日（日）〔ただし、当日および前日は株式名簿管理人の休業日のため実質上は平成 20 年 11 月 28 日（金）〕の東和織物の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む、以下同じ）に記載または記録された、東レを除く株主（実質株主を含む）の皆様に対し、ご所有の東和織物普通株式 1 株につき 0.126 株の割合をもって東レ普通株式を割当交付いたします（割り当ての結果、1 株未満の株式が生じる場合には、これらを一括取りまとめのうえ、法定の手続により売却処分を行い、その端数に応じて、その代金（処分代金）をお支払いいたします。なお、お支払いの時期は平成 21 年 2 月下旬を予定しております）。

また、前記のとおり、本株式交換は株券電子化制度移行の直前期に実施いたしますが、現時点では、株券電子化の移行日は、法令上正式に決定されておられません。そのため、本書における事務日程につきましては、株券電子化制度の移行日（施行日）が、現在の証券実務界において目標とされている平成 21 年 1 月 5 日（月）となることを前提に記載しておりますので、あらかじめご了承ください。

なお、本株式交換により、東和織物の株券は効力発生日である平成 20 年 12 月 1 日（月）をもって無効となりますので、東和織物の株主の皆様には、後記事項をご確認のうえ、ご所有の株券全部を東和織物の株主名簿管理人にご提出くださいますようお願い申し上げます。

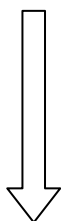
（ご参考）

平成 20 年 8 月 22 日付両社プレスリリース「東レ株式会社による東和織物株式会社の株式交換による完全子会社化のお知らせ」（同資料は東レのHPアドレス http://www.toray.co.jp/ir/information/inf_2008.html におきましても開示しております）

2. 株式交換にあたって必要となる手続等について

(1) 東和織物株主の皆様の株券所有の状況別の手続について

株券がお手元にある



※「株券等の保管振替制度」のご利用をご検討ください。(注2)

平成20年11月中旬頃までに、「株券等の保管振替制度」をご利用でない場合、約2ヵ月間（東和織物が上場廃止となる平成20年11月25日（火）から平成21年1月23日（金）まで）、本株式交換により割当てられた東レ株式の売却等はできません。

※「株券等の保管振替制度」の利用の有無によって必要となる手続が異なります。

①「株券等の保管振替制度」を利用する
(株券提出の必要はありません)



お取引のある証券会社を通じて株券等の保管振替制度をお申込みください。お申込み受付期限等詳細につきましては、お取引のある証券会社にお問合せください。

割当てられる東レ株式は証券会社の口座で管理されますので、平成20年12月1日以降、株式の売却が可能です。

②「株券等の保管振替制度」を利用しない
(株券提出の必要があります)



必要書類(注3)に所定の事項をご記入、ご押印のうえ、東和織物の株券を添えて東和織物の株主名簿管理人(注4)にご提出ください。

特別口座で管理されますので、平成21年1月26日以降、株式の売却が可能です。ただし、あらかじめ証券口座への振替えが必要となります。

株券がお手元にない



※株券がお手元にない事由によって必要となる手続が異なります。

①既に「株券等の保管振替制度」を利用している



証券保管振替機構により手続が行われますので、東和織物の株主の皆様の手続は一切不要です

割当てられる東レ株式は証券会社の口座で管理されますので、平成20年12月1日以降、株式の売却が可能です。

②証券会社の「保護預り」にしている



本株式交換に関するお手続に関しましては、お預け先の証券会社にご相談ください。

③株券を紛失した



紛失した株券の喪失手続が必要となりますので、東和織物の株主名簿管理人(注4)にご相談ください。

なお、登録单元未満(1,000株未満)の株式のみご所有の場合、ならびにすべての株券につきまして不所持の申し出をされている場合には、株券提出の手続の必要はありません。

これらの株主の皆様にご割当てられる東レ株式は株券電子化制度への移行後、特別口座で管理されます。

- (注1) 株券提出の期間は平成20年10月30日(木)から平成20年12月1日(月)までとなります。
- (注2) 既に「株券等の保管振替制度」をご利用の場合、または平成20年11月中旬頃までに同制度をご利用になる場合には、東和織物の株券提出の手続きは不要です。この場合は、割当てられる東レ株式を平成20年12月1日以降、売却することが可能となりますので、同制度のご利用をお勧めいたします。なお、株券電子化への移行のため証券会社によっては、同制度の利用申込みを11月以降受け付けない可能性もありますので、同制度のご利用にあたっては、至急お取引のある証券会社にご相談ください。
- (注3) 東和織物の臨時株主総会の基準日である平成20年9月7日の東和織物の最終の株主名簿に記載または記録された、東レを除く株主の皆様に対し、本株式交換に伴う株券提出のご案内文書と、株券とともにご提出いただく必要書類を東和織物より送付いたします。上記基準日に係る権利確定後に東和織物株式を取得され、もしくは東和織物の株主となられた場合には、前記「東和織物株主の皆様株券所有の状況別の手続きについて」をご確認のうえ、お取引のある証券会社または東和織物の株主名簿管理人にご相談ください。
- (注4) 東和織物の株主名簿管理人は中央三井信託銀行株式会社です。株券等をご提出の場合は最寄りの中央三井信託銀行株式会社本店および各支店または日本証券代行株式会社本店および各支店へご提出ください。

(2) 単元未満株式の買取請求・買増請求について

①「東和織物の単元未満株式」の買取請求について

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成20年11月21日(金)まで	「東和織物」の株式取扱規則に基づき、従来通りお取扱いいたします。
平成20年11月25日(火)以降	東和織物株式は上場廃止となりますので、受付は停止させていただきます。

②本株式交換により割り当てられた「東レの単元未満株式」の買取請求について

単元未満株式の買取請求の事務取扱いにつきましては、株券電子化制度への移行の関係上、現在、未定となっておりますので、買取請求をご希望の株主様は恐れ入りますが、「東レ」の株主名簿管理人までお問い合わせください。

尚、「東レ」の株主名簿管理人は(注4)と同じ中央三井信託銀行株式会社です。

③東レの単元未満株式の買増請求

東レでは、単元未満株式(1,000株未満)の買増制度を採用しておりますが、株券電子化制度への移行の関係上、買増請求の事務取扱いについては、現在、未定となっておりますので、買増請求をご希望の株主様は恐れ入りますが、「東レ」の株主名簿管理人までお問い合わせください。

尚、「東レ」の株主名簿管理人は(注4)と同じ中央三井信託銀行株式会社です。

以 上